

（宛先）新潟市長

代表者 住所  
 団体名  
 代表者 氏名  
 代表者電話番号

## 地域活動補助交付申請書

新潟市地域活動補助金交付要綱（以下、要綱という）第8条の規定により、下記のとおり申請します。

## 記

事業の名称	
事業の目的及び内容	
実施予定期間	年 月 日～ 年 月 日
補助対象経費の総額	円
事業区分（補助率） （□にチェック）	<input type="checkbox"/> 年度内で概ね継続して実施される活動事業で、重点分野※に該当するもの <small>※地域福祉、教育、防災・防犯、環境美化、地域計画策定、人口減少対策（A型10/10）</small> <input type="checkbox"/> 協議会広報事業に関するもの（B型3/4） <input type="checkbox"/> 上記以外の活動事業（C型1/2） <input type="checkbox"/> コミ協重点事業（10/10）
交付申請額	円
情報の公表の内容、方法及び時期	
確認事項 （□にチェック）	<input type="checkbox"/> 申請する事業は、要綱第7条各号に掲げる事業に該当しません。

新潟市地域活動補助金交付要綱（抜粋）  
 （補助対象外事業）

第7条 次の各号のいずれかに該当するものは補助の対象事業としない。

- (1) 当該事業が、本市、他の公共団体又はこれらが出捐若しくは出資する団体が行う財政的支援を受けているもの又は申請しているもの
- (2) 事業内容が、趣味的な活動を目的とするもの、特定の人や団体の利益を目的とするもの
- (3) 当該補助事業が宗教的活動若しくは政治的活動を目的とするもの又は当該補助事業の効果が、宗教的活動若しくは政治的活動に対する援助、助長等につながるとみなされるもの
- (4) 事業内容が、本市又は他の機関、団体などに対する陳情、要望となっているもの
- (5) 事業内容が、団体から他の団体等への単なる補助となっているもの
- (6) 事業内容が、物品等の購入又は配布を主たる目的とするもの
- (7) 事業の主たる効果が市外で生じるもの
- (8) 公序良俗に反するなど適当でないと認められるもの
- (9) 当該事業により生じた利益、残余財産等を構成員に分配するもの
- (10) これまで補助金の助成や自主財源等により実施していた新規性のないもの（協議会が実施するもの及び平成30年度以降に当該補助金に統合した補助制度の助成を受けていたものは除く。）

## 【添付書類】

1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. 補助対象者の概要に関する調書（協議会、自治会等は不要）
4. 補助対象者の会則（協議会、自治会等は不要） 5. その他市長が必要と認める書類

# 事業計画書

(1) 事業名	
(2) 地域課題の内容	
(3) 事業の目的	
(4) 事業の内容 ①事業の実施場所  ②対象者  ③具体的な課題解決の方法	
(5) 事業のスケジュール（実施期間 年 月 日～ 年 月 日） ※ 実施時期、活動内容、活動日数を具体的に記入してください ※ 団体の役員のみで行われる打ち合わせや準備活動は記入しないでください	
(6) 見込まれる成果	







